

平成23年(ワ)第15308号

原告 Aleph

被告 東京都 他1名

準備書面(7)

2012年1月23日

東京地方裁判所民事第43部合議係 御中

原告訴訟代理人 弁護士

同

被告東京都の準備書面(2)に対する若干の反論

- 1 被告東京都は、警察庁や公安調査庁につき、これらは行政機関だとする。それ自体誤りではないが、肝心な、だから何だという主張が出てこない。
- 2 おそらく上記主張は、警視庁公安部は捜査機関である、ということを殊更に強調するためであろうが、当の公安部長が3月30日当日の記者会見において、自ら行政機関としての公表あることを明確に語っている。これを忘れ去ってしまってはならない。公安部長は記者の質問に応じて、「…警察は警察法に定められている行政機関といえる。…公表することの利益が勝るのであれば、公表は行政機関としてあるべき形と考える」とした。

そして、そもそも、「冒頭発言」(甲1)における「今般、この事件の重大性、国民の関心の高さ、オウム真理教が、今なお、法に基づき、無差別大量殺人行為に及び危険性が認められている団体として観察処分を受けていることにかんがみ、この事件の犯行主体に関する所見を、その根拠とした捜査結果の概要とともに、公表することにしました」の「…当庁の所見を…公表する…」という

のは、警察法に定められている行政機関として公表するということを明確に示しているのではないか。

- 3 上記1の主張を最大限善意に解釈してみても、「概要」等は捜査結果であって、捜査機関としてできることはそこまでであり、それ以上に捜査対象外であるオウム真理教の現状については語ることはできない、だから語っていない、ということであろう。しかし、社会的評価の低下を語る場合の対象は、それを社会がどのように理解するかであって、表現者が行政機関であろうが捜査機関であろうが、それは社会的見方をリードすることはあっても、直接は関係ないし、時間的順序から言えば、確かに、如何に書類が内部決済で確定していたとしても送致前で、司法警察としての捜査は未了の状態であっても、警察庁や公安調査庁が行政機関だと当たり前のことを強調するのは余りにも形式論という他ない。警察庁や公安調査庁の認識が、捜査機関＝警視庁公安部から見たら誤っているというのであれば、それを具体的に指摘すべきである。